



長野県報

4月10日(月)
平成29年
(2017年)
第2865号

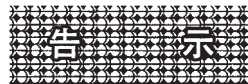
目次

告示

生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課).....	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地の変更の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出(地域福祉課).....	2
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為事業者の業務の不要の届出(介護支援課).....	2
同和地区農業振興事業補助金交付要綱の廃止(農村振興課).....	3
農業構造改善事業促進対策費補助金交付要綱の廃止(農村振興課).....	3
保安林予定森林(森林づくり推進課).....	3
森林法に基づく保安林の指定の解除(森林づくり推進課).....	4
解除予定保安林(2件)(森林づくり推進課).....	4

公告

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	5
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課).....	5



長野県告示第206号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
通所介護、介護予防通所介護	株式会社テトラ	長野県塩尻市大門一番町9番15号	デイサービスセンターむつらぼし	長野県塩尻市大門一番町9番15号	平成29年3月1日
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	株式会社テトラ	長野県塩尻市大門一番町9番15号	介護ショップむつらぼし	長野県塩尻市大門一番町9番15号	平成29年3月1日
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	社会医療法人抱生会	長野県松本市渚1-7-45	四季の風	長野県松本市島立674番1	平成29年2月1日
介護予防通所介護	株式会社あいわ	長野県佐久市中込2955番地	デイサービスセンターあいわ中込原	長野県佐久市中込2955番地	平成29年2月1日

地域福祉課

長野県告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
居宅介護支援	株式会社テトラ	長野県塩尻市大門一番町9番15号	居宅介護支援事業所むつらぼし	長野県塩尻市大門一番町9番15号	長野県塩尻市大門一番町9番15号	長野県塩尻市大門74-1ネストボックス103	平成24年3月1日
訪問介護、介護予防訪問介護	株式会社シルバークアのぞみ	長野県小諸市与良町3-4-17	ヘルパーステーションのぞみ	長野県小諸市東雲6-2-3ささやきニュータウンA棟303号室	長野県小諸市東雲6-2-3ささやきニュータウンA棟303号室	長野県小諸市与良町3-4-17	平成29年3月1日
介護予防通所介護	株式会社いいだケアアンドキュア	長野県飯田市北方1270-4	ワンダフルデイ	長野県飯田市北方1270-4	長野県飯田市北方1270-4	長野県飯田市羽場町2-10-4	平成28年8月1日

地域福祉課

長野県告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
介護予防通所介護	株式会社いいだケアアンドキュア	長野県飯田市北方1270-4	いいだケアセンター	長野県飯田市北方1270-4	平成28年7月31日

地域福祉課

長野県告示第209号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6条第2項の規定により、登録特定行為事業者から特定行為業務を行う必要がなくなった旨、次のとおり届出がありました。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部守一

(介護予防訪問介護)	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
	株式会社AWあんじゅり	いずみのさとAW	松本市島立771-1	平成29年3月31日
(訪問介護)	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
	株式会社AWあんじゅり	いずみのさとAW	松本市島立771-1	平成29年3月31日
(介護予防訪問介護)	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
	株式会社AWあんじゅり	ちとせみどりAW	松本市庄内3-4-11	平成29年3月31日
(訪問介護)	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
	株式会社AWあんじゅり	ちとせみどりAW	松本市庄内3-4-11	平成29年3月31日
(介護予防訪問介護)	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
	株式会社AWあんじゅり	あかりAW	松本市梓川倭2675-1	平成29年3月31日
(訪問介護)	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
	株式会社AWあんじゅり	あかりAW	松本市梓川倭2675-1	平成29年3月31日
(介護予防訪問介護)	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
	株式会社AWあんじゅり	あんじゅりAW	松本市梓川倭2317-1	平成29年3月31日
(訪問介護)	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
	株式会社AWあんじゅり	あんじゅりAW	松本市梓川倭2317-1	平成29年3月31日

介護支援課

長野県告示第210号

同和地区農業振興事業補助金交付要綱（昭和39年長野県告示第622号）は、廃止し、この告示による廃止前の同和地区農業振興事業補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部 守一

農村振興課

長野県告示第211号

農業構造改善事業促進対策費補助金交付要綱（昭和50年長野県告示第235号）は、廃止し、この告示による廃止前の農業構造改善事業促進対策費補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部 守一

農村振興課

長野県告示第212号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
須坂市大字米子字日向山1314の1（次の図に示す部分に限る。）、
字志げ入1315
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第213号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東御市(冠せず)大日向字下柳田540の7
- 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第214号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
中野市大字永江字斑山8156の700
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第215号

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北安曇郡小谷村大字千国字沢下乙2648の14(国有林)
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年4月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム上田店
上田市秋和五里堂152-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社カインズ
埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻
㈱カインズ	午前9時30分

(変更後)

小売業者名	開店時刻
㈱カインズ	午前6時30分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時から午後8時30分まで	午前6時から午後8時30分まで

- 4 変更する年月日
平成29年3月27日
- 5 届出年月日
平成29年3月23日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成29年4月10日から平成29年8月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。